

少子化と税制・社会保障

お茶の水女子大学教授
永瀬伸子

2006年12月の人口の将来推計

□ 国立社会保障人口問題研究所による将来推計

1990年生まれの中位推計 超低出産の予想

無子 → 37.4%

子ども1人 → 18.2%

子ども2人以上 → 44.4%

参考 団塊の世代 無子 約1割

□ しかし『第13回出生動向基本調査』独身者の意識を見ると結婚希望は9割弱、結婚希望のある者のうち無子希望は5%程度

□ もし意図せず生涯シングル、生涯無子が増加するとすれば、そうした世代が中年期になると不安が増すだろう。どのような歪みが家族形成を阻害しているのだろうか？

経済発展と少子化、女性の就業化と少子化に関する見方

- 少子化は不可避という見方ー産業構造の変化による子どもコストの上昇、女性の機会費用の上昇、個人主義と自己選択、自己責任規範の強調による低出産状況の持続を予測(Bumpuss 1990)
- その後、条件が変化したとの見方が出てくるーOECD諸国において1960年代から1980年代前半まで、女性の就業と出産は負の関係。1990年代になると相関係数が0.4から0.6と正の関係(Morgan 2003)。1990年代になると女性が働ける環境がある国で置換水準に近い低出生に回復が見られるがそうでない国では超低出産との見方

超低出産が進行しているのは、主に東アジア諸国（日本、韓国、台湾、香港、シンガポールなど）。同様に超低出産であったイタリア、ドイツでは反転の傾向が見られつつある。少子化の社会構造的な要因を分析し、超低出産から低出産に移行するためにはどのような政策ミックスが必要なのか総合的な知見が必要となっていると考えられる。

日本の少子化の要因の理解

要因として挙げられているもの

晩婚化、出生タイミングの遅れ →なぜ？

1. **交際行動の変化:** つきあい期間の長期化(岩澤(1999))、職縁結婚の低下(岩澤・三田(2005))、交際不活発層の増加(永瀬・守泉(2005))、「できちゃった婚」(4分の1)が一つの結婚のきっかけ。
2. **若年層の相対的な経済状況の悪化:** 親同居の比較的高い生活水準と結婚の遅れ(山田(1999)、小川(2004))、非正規労働の拡大と結婚の遅れ(永瀬(2002)、酒井・樋口(2005))
→ 労働法、税制・社会保障での対応
3. **雇用慣行の問題:** 仕事と家庭の両立困難(長時間労働、非正規労働)や若い世代の長時間労働化(内閣府『少子化白書』2005)
→ 労働法、および税制・社会保障の誘導
4. **社会政策の不足と遅れ:** 保育園や育児休業制度へのアクセスは依然改善が少ない実態(阿部(2005)、永瀬(2007))、育児休業制度から非正社員は実質的に除外
→ 法の規定、税制・社会保障での対応

出生動向に関する統計

- 厚生労働省『人口動態統計』(市区町村からの届出の集計)
- 国立社会保障人口問題研究所『出生動向基本調査』(5年ごと 2002年第12回、独身男女および既婚女性への調査)独身約10000サンプル、既婚約8000サンプル
- 厚生労働省『21世紀出生児縦断調査』(2001年1月および7月に出生した子どもと家族 初年度約47000サンプル)
- 厚生労働省『21世紀成年者縦断調査』(2002年10月末に20-34歳の男女と配偶者に関する調査)初年度約24000サンプル

国際比較統計

- 内閣府『少子社会に関する国際意識調査』2005 日本、韓国、米国、フランス、スウェーデン(2006年4月発表)
- お茶の水女子大学F-Gens パネル調査中国(北京)および韓国(ソウル) 2004年より継続中 21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」による東アジアの比較調査
- ISSP Family and Changing Gender Roles III (2002年)

出生動向基本調査2002、2005よりの知見

- 1960年代生まれの世代が20歳台の終わりに達した頃から夫婦の出生力が低下し、若い30歳代夫婦は前の世代に比べて子ども数が減少している。
- 女性の理想のライフコースの変化（独身男性も大きく意識が変化したのがここ数年の特徴）

独身女性の理想

1987→2005

専業主婦	34%→19%
両立	18%→30%
再就職	31%→33%

独身男性の女性への期待

1987→2005

38%→12%
11%→28%
38%→39%

- しかし現実には第1子出産後の女性の就業継続は増えてはいない（21世紀縦断調査からも確認できる）
- 理想の子ども構成としては2女兒選好が高い
- 親の育児援助がある世帯では、その後の出生が多い傾向がある。とりわけ正規雇用継続女性、結婚後5－9年で顕著

21世紀成年縦断調査よりの知見

2002年10月に20-34歳の男女(2002、2003、2004、2005)

□ 家庭観 若い世代で大きく変化しつつあるのでは？夫婦同等役割の拡大

第1回に独身でその後の2年間に結婚し、結婚前に仕事を持っていた女性の家計責任意識、家事責任意識はこれ以前の世代とはかなり異なっており、共同負担を志向している。

世帯収入に関する責任

夫婦いずれも同様の責任 39%
主に夫 54%

家事に関する責任

夫婦いずれも同様の責任 53%
主に妻 42%

□ 出産後の就業継続可能性が高まると有職女性の出産は増加

第1回に独身でその後の3年に結婚した女性の88%が結婚前は有職(正規が5、非正規が3の割合)。結婚後も有職の女性(全体の58%)では、育児休業制度なしに比べて(出産したものの割合は12%、無子者割合が78%)、制度あり(同19%、無子者割合が73%)、でかつ利用しやすい雰囲気あり(同23%、無子者割合が66%)で出産が高まる。正社員で仕事継続する妻は、育児休業制度がある場合に有子者割合が高く、就業継続も高い。

□ 非正規社員の経済状況と仕事継続の困難故か非正社員の出産がもつとも低い。

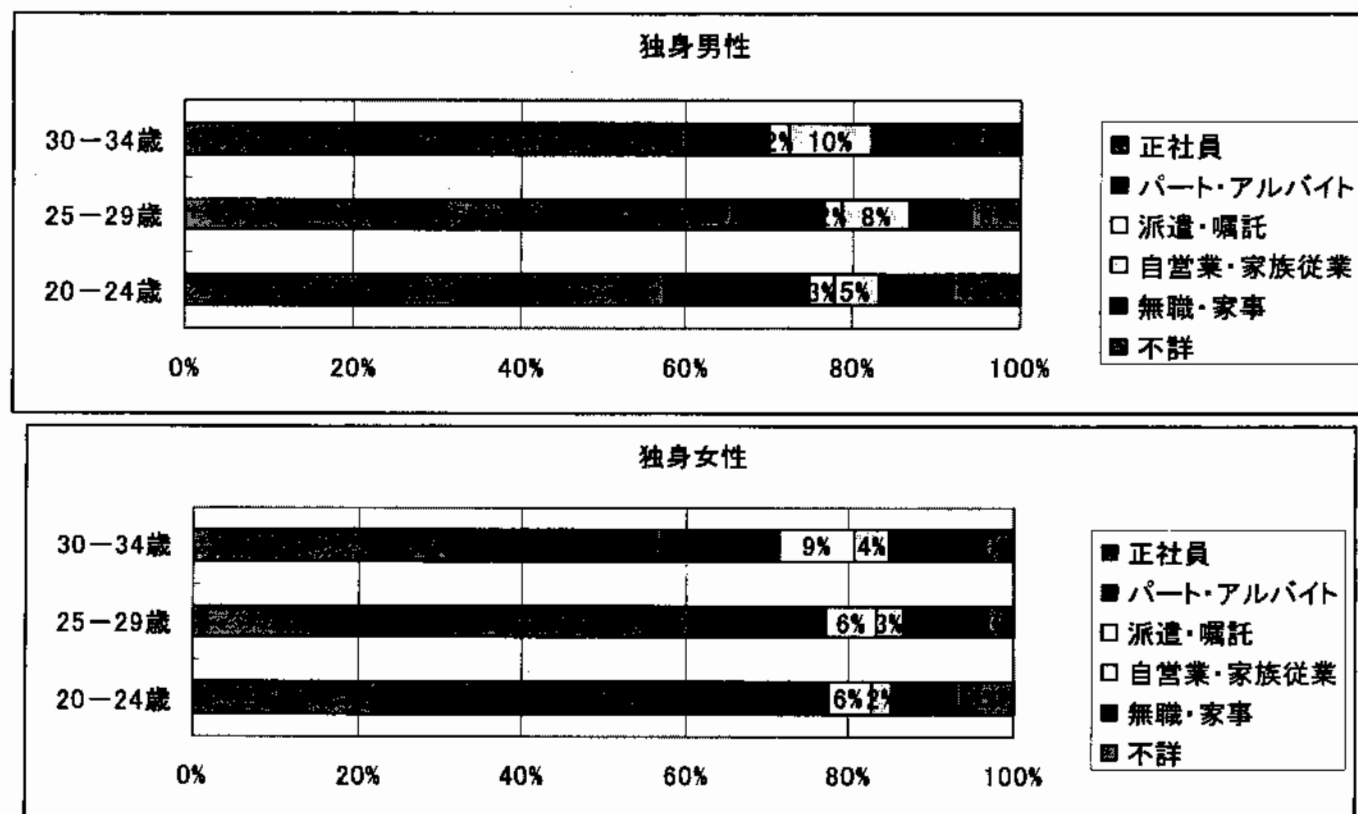
この3年間で子どもを持った女性は、出生前に正規社員だった者の33%、出産前に仕事なしの者の31%、出産前に非正規社員の者の16%という順。第1子に限ると出産前正規の41%、無職の33%、非正規の28%。

□ 子育て負担が妻に集中した場合の第2子出産の遅れ

親の支援ありで第2子の出生がやや高い(親の支援あり 25%、なし22%に調査後2年間に第2子が生まれた)、また夫の休日の家事・育児負担が2時間未満に比べて、これ以上の場合、第2子の出産希望との妻回答が増える。

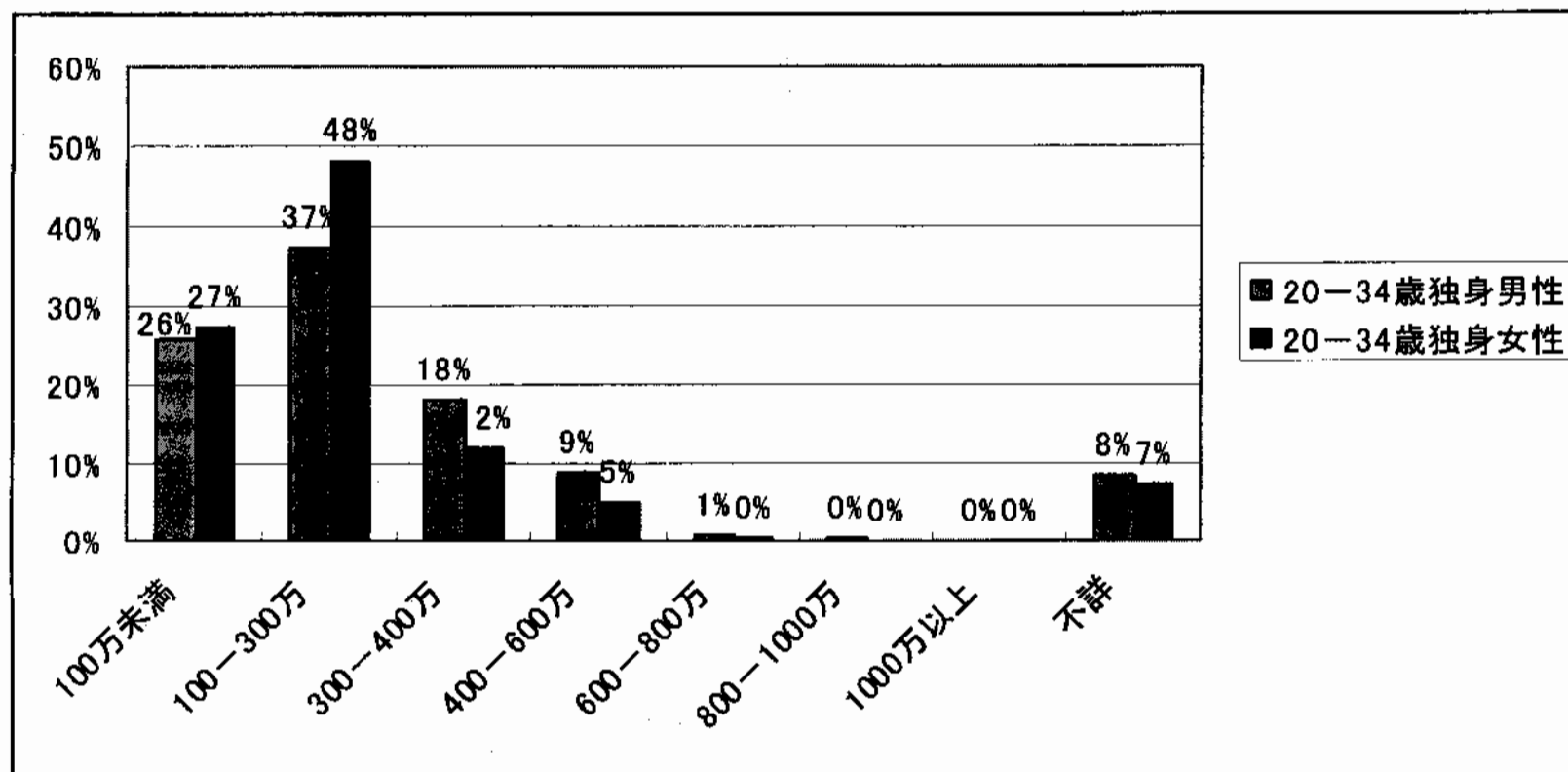
若年独身者：非正規雇用の拡大

20－34歳層を見ると、正社員は男女ともに独身者の6割にとどまる。
無職が1割から2割、非正社員が2割程度（第13回出生動向基本調査）



20－34歳独身男女の年収分布

独立生計はかなり難しい年収水準の者が少なくない

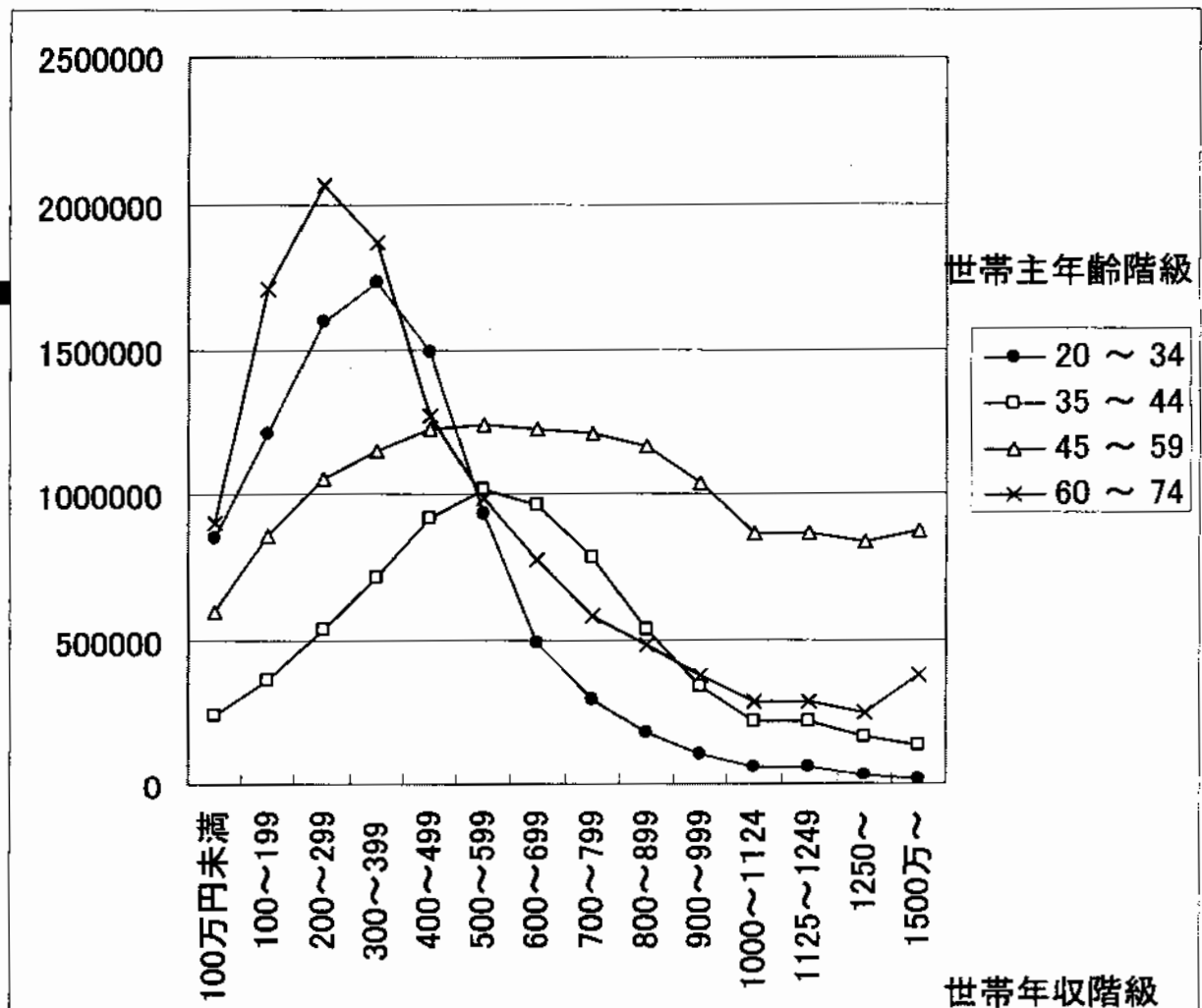


第13回出生動向基本調査

若年層の経済 状況の悪化

家族形成期にある
世帯主20-34歳
層(独立生計)の4
割が年収300万円
未満の世帯。世帯
主20-34歳層の
4割は有配偶世帯。
引退世代の世帯主
60-74歳層よりも
平均年収は低
い。

(就業構造基本
統計調査
2002年)



	年収300万 未満世帯 の割合	年収700万 以上の世 帯の割合	平均世帯 人員	世帯類型			
				夫婦のみ	夫婦と子	夫婦と親 (と子)	単身
20 ~ 34	40%	8%	1.92	12%	26%	1%	55%
35 ~ 44	16%	32%	2.85	9%	52%	6%	22%
45 ~ 59	18%	42%	2.91	14%	39%	12%	19%
60 ~ 74	38%	19%	2.36	36%	19%	11%	24%

どのような変化が起きているのか、税制・社会保障は対応しているのか？

- 若い層では雇用の不安定化によって妻の収入が生活水準維持に必要になってきている。同時に夫婦の家計、家事の共同分担を支持する方向への意識変化が起きている。
- しかし結婚後は妻の4割、第1子出産者の妻の7－8割は無収入となっている。子どもを持つとすれば経済困難に陥る世帯が若年雇用の悪化とともに潜在的に増えている。
- 従来の社会的考慮は妻の収入維持よりも、妻の無・低収入を前提としたこれへの恩典的処置である。若い層やこれから子供を持つ層の働き方や意識変化に対応していない。
 - 妻や子の扶養控除など(夫が低収入なら恩典とならない)
 - 第3号被保険者制度(夫が非正規社員なら対象外)
 - 育児休業給付(非正社員には権利がない場合が多数)
 - 正社員と非正社員の格差容認、正社員男女の労働時間の長時間化(共働きでの出産の困難)
 - 正社員の残業、転勤 (妻の就業継続が難しい)

家族モデルの変化という大きい像の中で 税制・社会保障・雇用ルールを考える

- 家族形成・育児期は、女性の多くが無職になっている現状を前提に、公的支援を集中させる。（子どもを持っても貧しくならない、仕事継続を望めば両立が可能であるような制度への変革）育児休業給付、保育補助、児童手当、労働時間短縮（男女）、低・無収入者への社会保険料免除や平均賃金での年金権給付等。
- 妻が生涯低賃金で雇用されることを結果的に奨励する税制、社会保険等の負担方式は縮小し、その一方で、同時に非正社員と正社員との格差縮小ルールを強化。非正社員に社会的保護を拡大、被用者保険カバーレッジ拡充。夫婦で収入・家事の共同負担を可能な家族モデルの方向へ。
- 育児休業給付を受けた者は最近の出産の16%。妻が有収入で家計がなりたっている世帯には給付は必要。非正社員を含め出産前有収入者全員（出産者の6割）まで上げることを目標に（例：英国は、国民保険加入者に39週間出産給付を支給、保険加入をしていない出産前有業者には税金から給付。）
- 低収入者で子どものいる世帯に厚みをつけた税制の考慮（扶養控除・税額控除では低所得層には影響がないため、低所得層の就業奨励と所得拡充を視野に入れた税制の検討 例 EITC）。

若年の訓練機会拡大と就業奨励

- 若年への訓練給付制度（非正規20－24歳層の雇用保険加入率は男性2割弱、女性4割弱にとどまる（1999年就業形態の多様化に関する調査の特別集計（永瀬(2004)））。親の所得が低い層で高卒フリーターが増加。フリーターの収入では自分の学費を貯める余裕を持ってない。何年か働いた場合に訓練給付が受けられるような自助努力と連帯とを複合した若年向けの制度を雇用保険内に創設することが必要ではないか。
- 教育費の公的負担および奨学金の拡大（特に高等教育期）

働き方の改革の誘導

- 正社員と非正社員との雇用慣行や雇用保護の格差を埋める実効性のある法的措置
- 若年層のキャリアと家族形成への視点
- 企業に対する雇用慣行変化への誘導税制の検討
(家族形成やキャリア形成を阻害するような働き方をしている企業の負担を重くする制度の検討)

例：非正規社員の男女は家族をもちにくい不安定雇用、低収入。そのような者を多く雇用する企業は、被用者保険の事業主負担が免除され、育児休業中の人繰りの工夫をするコストが免除されているという矛盾がある。この矛盾を解消するだけでなく、人口再生産の社会的コストを応分に企業も負担する制度のあり方を検討

-
- 税制、社会保障、雇用ルールを含めて、仕事を持ち子どもを育てる家族モデルの転換が必要な時期になっている。
 - 特に若年層に対する政策は(新規参入者について雇用の変化は中年以上に早いため)、これに対応した社会ルールの拡充が待ったなしと考えられる。

引用文献

- Bumpass, >.(1990)"What's Happening to the Family? Interactions Between Demographic and Institutional Change." Demography 18:1-25.
- Morgan S. Philip(2003)"Is Low Fertility a Twentiy-first Century Demographic Crisis" Demography 40: 589-603.
- 阿部正浩(2005)「誰が育児休業をとるのか一育児休業制度普及の問題点」国立社会保障人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会
- 岩澤美帆(1999)「1990年代における女子のパートナーシップ変容」『人口問題研究』55巻2号
- 岩澤美帆・三田房美(2005)「職縁結婚の盛衰と未婚化の進展」『日本労働研究雑誌』535号
- 小川浩「賃金制度から少子化を評価する」『日本労働研究雑誌』2004年534号
- 酒井正・樋口美雄(2005)「フリーターのその後 ー就業・所得・結婚・出産ー」『日本労働研究雑誌』535号
- 内閣府(2005)『少子化白書』
- 永瀬伸子(2002)「若年層の雇用の非正規化と結婚行動」『人口問題研究』242号
- 永瀬伸子(2004)「非典型的雇用者に対する社会的保護の現状と課題」第40巻第2号。
- 永瀬伸子(2005)「少子化と労働政策ー仕事と家庭の両立政策を中心に」大淵寛・阿藤誠編『少子化の政策学』原書房
- 永瀬伸子(2007)「少子化にかかわる政策はどれだけ実行されたのか？保育と児童育成に関する政策の課題」『フィナンシャルレビュー』刊行予定
- 山田昌弘(1999)『パラサイトシングル時代』ちくま新書